

大分市下水汚泥燃料化事業

実施方針

令和3年4月

大分市上下水道局

目 次

1	事業内容に関する事項.....	1
	(1) 事業内容に関する事項.....	1
2	事業者の募集及び選定に関する事項.....	4
	(1) 募集及び選定に関する基本的事項.....	4
	(2) 募集及び選定の手順に関する事項.....	5
	(3) 応募者の備えるべき参加資格要件.....	7
	(4) 提出書類の取り扱い.....	11
3	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	11
	(1) 責任分担に関する基本的な考え方.....	11
	(2) 予想されるリスクと責任分担.....	12
	(3) モニタリングの実施.....	12
	(4) 事業終了後の措置.....	12
4	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	13
	(1) 立地に関する事項.....	13
5	事業契約等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	13
6	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	13
	(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	13
	(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合.....	14
	(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合.....	14
	(4) その他.....	14
7	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	14
	(1) 法制上及び税制上の措置.....	14
	(2) 財政上及び金融上の支援.....	15
	(3) その他の支援に関する事項.....	15
8	その他事業の実施に関し必要な事項.....	15
	(1) 応募に伴う費用負担.....	15
	(2) 問合せ先.....	15

別紙1 リスク分担表

別紙2 全体配置図

~~様式1 実施方針(案)に関する質問・意見書~~

~~様式2 要求水準書(案)に関する質問・意見書~~

様式3 現地見学申込書

様式4 下水汚泥等の採取申込書

本実施方針~~（案）~~では、以下のように用語を定義する。

- (1) 「本事業」とは、大分市下水汚泥燃料化事業をいう。
- (2) 「事業者」とは、本事業を委ねる民間事業者をいう。
- (3) 「本施設」とは、大在水資源再生センター内に新設する固形燃料化施設をいう。
- (4) 「SPC」とは、本事業の維持管理・運營業務の実施を目的として事業者により設立される特別目的会社（Special Purpose Company）をいう。
- (5) 「水処理維持管理業者」とは、大在水資源再生センターの維持管理業務の受託者のことをいう。
- (6) 「副生成物」とは、固形燃料の製造過程及び修繕等において発生するダクト等に固着するダスト、タール及び系内中間部に滞留した固形燃料として利用できないものをいう。
- (7) 「募集要項等」とは、募集要項、要求水準書、優先交渉権者選定基準、基本協定書（案）、基本契約書（案）、工事請負契約書（案）、維持管理・運營業務委託契約書（案）の総称をいう。
- (8) 「設計企業」とは、設計業務を行う者をいう。
- (9) 「建設企業」とは、建設業務を行う者をいう。
- (10) 「維持管理企業」とは、維持管理業務を行う者をいう。
- (11) 「応募者」とは、事業者の選定にかかる募集に応募する者をいう。
- (12) 「応募グループ」とは、設計企業、建設企業、維持管理企業を含むグループで事業者の選定にかかる募集に応募するグループをいう。
- (13) 「代表企業」とは、構成企業の中から選出された企業で、代表して応募手続き等を行う者をいう。
- (14) 「構成企業」とは、事業者のうち SPC に出資を~~予定している~~行う者をいう。
- (15) 「協力企業」とは、事業者のうち SPC に出資を~~予定していない~~行わない者で、市又は SPC から直接業務を受託し又は請け負う~~ことを予定している~~者をいう。
- (16) 「下水処理場等」とは、下水道法上の終末処理場又は地域し尿処理場（処理人口 500 人以上）、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、林業集落排水処理施設のことをいう。
- (17) 「不可抗力」とは、大分市（以下「市」という。）及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、(i) 天災（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、地盤沈下、落雷、地下水の浸出、疫病その他感染症の流行 等）、(ii) 人災（戦争、騒乱、暴動、テロ等）及び (iii) その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のものをいう。
- (18) 「法令等」とは、法律、政令、省令、条例及び規則並びにこれらに基づく命令、許認可を指し、「法令等の変更」とは、「法令等」が制定又は改廃されることをいう。

1 事業内容に関する事項

(1) 事業内容に関する事項

ア 事業名称

大分市下水汚泥燃料化事業

イ 対象となる公共施設等の概要

(ア) 名称

大在水資源再生センター（大分市大字志村 2500 番地の 1）

(イ) 事業の対象となる施設

事業の対象となる施設は、大在水資源再生センター内に新設する固形燃料化施設とする。

ウ 公共施設等の管理者の名称

大分市上下水道事業管理者 佐藤 耕三

エ 事業の目的

本事業は、バイオマス資源である下水汚泥から固形燃料を製造し、石炭の代替燃料等として有価で販売するものであり、下水汚泥の処分先を長期安定的に確保するとともに、バイオマスエネルギーとして有効利用を図り、地球温暖化防止に資することを目的とする。

また、周辺自治体との広域化・共同化を推進し、将来にわたり持続可能な下水道事業を目指す。

オ 事業の概要

市内 5 箇所の水資源再生センター及び本事業への参画を表明した大分県内各自治体から集約した下水汚泥を、大在水資源再生センターに建設する固形燃料化施設にて固形燃料化し、製造した固形燃料の買取り・利用先の確保及び販売を行うものである。

カ 事業の方式

本事業は、本施設の設計・建設及び維持管理・運営を事業者にもねる D B O 方式（市が資金を調達し、施設の設計（Design）、建設（Build）及び維持管理・運営（Operate）を一括して民間に委託する方式）で行う。

本施設の維持管理・運営期間は、施設の供用開始から 20 年 6 か月間とする。

なお、事業者は SPC を市内に設立し、維持管理・運営業務を行うものとする。

キ 処理対象物

下水汚泥

ク 施設規模

汚泥処理量：29,600 t-wet/年

ケ 本事業における事業者の業務範囲

(ア) 本施設の設計・建設業務

a 設計業務

- (a) 実施設計業務
- (b) 設計に伴う各種申請等の業務
- (c) 市が実施する周辺住民への説明協力

b 建設業務

- (a) 本施設の建設業務（各種申請業務、周辺地域との調整及び準備調査等を含む。）
- (b) 試運転業務
- (c) その他建設に必要な関連業務（完成検査、各種申請に必要な書類の提出等）
- (d) 完成図書の作成

(イ) 本施設の維持管理・運営業務

a 維持管理・運営計画等の策定業務

b 保全管理業務

- (a) 保守点検業務
- (b) 修繕業務

c 運転管理業務

- (a) 本施設の運転操作及び監視業務
- (b) 分析業務
- (c) 記録及び報告業務
- (d) ユーティリティ等の調達・管理業務
- (e) 固形燃料の安全管理業務
- (f) エネルギー管理業務

d 固形燃料の利用

- (a) 固形燃料の買取り及び利用
- (b) 固形燃料の利用先の確保

e その他維持管理・運営に必要な関連業務

- (a) 衛生管理業務
- (b) 外構管理業務
- (c) 保安管理業務
- (d) 非常時対応業務

- (e) 見学者対応、パンフレット等作成業務
- (f) 住民対応業務（技術提案書に基づいて実施される事業の内容に対する要望、訴訟等への対応）
- (g) スtockマネジメント計画策定に係る調査データの整理・協力
- f 事業終了時の市への引継ぎ業務
 - (a) 事業終了後に市が行う修繕・更新等への提案業務
 - (b) 市への引継ぎ業務
- (ウ) 任意事業
 - a 未利用地利活用業務

コ 本事業における市の業務範囲

- (ア) 事業用地の確保
- (イ) 下水汚泥の供給
- (ウ) ユーティリティの供給・確保（電力の供給（分岐盤を事業者が設置し確保する場合。ただし、停電時除く。）・上水の供給、二次処理水の確保）
- (エ) 排水の処理
- (オ) モニタリングの実施
- (カ) 住民対応（事業実施そのものや、市の提示条件に対する要望・訴訟等への対応）
- (キ) 水処理維持管理業者と事業者との調整
- (ク) 大分県内の各自治体との調整
- (ケ) その他必要な業務

サ 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結の日から令和27年(2045年)3月末日までとする。

表1 事業スケジュール（予定）

内容	スケジュール
事業契約の締結	令和4年(2022年)1月
設計・建設期間（試運転期間含む）	事業契約締結日～令和6年(2024年)9月末日
施設の引き渡し	令和6年(2024年)9月末日
維持管理・運営期間	令和6年(2024年)10月1日～令和27年(2045年)3月末日

シ 事業者の収入

- (ア) 設計・建設業務の対価

市は、事業者に対して、本施設の設計・建設業務に係る対価を設計・建設期間中に年度ごとの出来高に応じて支払う。

なお、市は下水道事業に係る国の交付金等を活用する予定であり、事業者は、国の交付金の申請等に必要な書類の作成等に協力するものとする。

(イ) 維持管理・運營業務の対価

市は、維持管理・運營業務に係る対価を維持管理・運営期間にわたって事業者に支払う。

(ウ) 固形燃料の有効利用による収入

事業者は、市から固形燃料を全量有価で買い取ったうえで、維持管理・運営期間にわたり全量有効利用するものとし、この有効利用に際して得られた収入は全て事業者の収入とする。

なお、副生成物の処分費（運搬費を含む。）は、事業者の負担とする。

ス 本事業に関する要求水準

本事業の対象となる設計・建設から維持管理・運営までの業務（以下「各業務」という。）において、市が求めるサービスの項目及び達成水準は、募集要項、要求水準書等に提示する。

2 事業者の募集及び選定に関する事項

(1) 募集及び選定に関する基本的事項

ア 基本的な考え方

本事業は、各業務を通じて効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めらるるものであり、事業者には幅広い能力・ノウハウが必要であるため、事業者の選定にあたっては、市の負担額、提案されるサービス内容等を総合的に評価する。

イ 選定の方法

本事業における事業者の募集及び選定は、透明性・公平性・競争性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行う。

ウ 選定における評価について

現在、市が設置している学識経験者及び市職員から構成される「大分市下水汚泥燃料化事業に係る事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において、提案内容の評価基準に関する検討及び応募者が提出する技術提案書の評価を行う。

エ 優先交渉権者の決定方法

(ア) 参加資格の確認

市は、応募者からの参加表明書及び参加資格審査申請書類をもとに、参加資格要件の具備、業務担当企業の実績等について確認する。参加資格が確認できない場合は失格とする。

a 参加資格（技術提案に関する要件を除く。）の確認

参加希望者から提出された参加表明書及び参加資格審査に必要な書類により、

技術提案に関する要件を除く参加資格を確認する。

募集要項等に示す参加資格要件を満たしていない場合は、参加資格がないものとする。

b 参加資格（技術提案に関する要件）の確認

技術提案書（技術対話により技術提案書の改善がなされた場合は、再技術提案書。以下同じ。）について、各様式に記載された内容が、要求水準に示す最低限の要求要件をすべて満たしていること、そして実現性や安全性等に係る技術的所見が適正であることを確認する。

技術提案の内容に最低限の要求要件を満たさない事項がある場合や技術的所見が適正であると判断できない場合は、参加資格がないものとする。

(イ) 提案価格及び技術提案内容による評価

委員会は、提案価格に基づいた価格評価点及び技術提案内容に基づいて評価された技術評価点により総合的に評価する。その評価を踏まえて市が優先交渉権者を決定する。
なお、詳細は募集要項等の公表時に明らかにする。

オ 公募の中止等

競売妨害又は談合行為の疑いがあるとき、不正又は不誠実な行為等により公募を公正に執行できないと認められるとき、又は応募者がいないときは、再公募又は公募の取り止め等の対応を取る場合がある。

(2) 募集及び選定の手順に関する事項

ア 募集及び選定のスケジュール

募集及び選定スケジュール（予定）は、以下のとおり。

表 2 募集及び選定スケジュール（予定）

日程	内容
令和 3 年 2 月 24 日	実施方針（案）、要求水準書（案）の公表
令和 3 年 3 月 15 日	実施方針（案）、要求水準書（案）に関する質問・意見受付終了
令和 3 年 4 月 19 日	実施方針（案）、要求水準書（案）に関する質問・意見への回答公表
令和 3 年 4 月下旬	募集要項等の公表
令和 3 年 4 月下旬	参加資格に関する質問の受付
令和 3 年 5 月中旬	参加資格に関する質問の回答
令和 3 年 5 月下旬	参加資格を除く募集要項等に関する質問の受付
令和 3 年 6 月下旬	参加資格を除く募集要項等に関する質問の回答
令和 3 年 7 月上旬	参加表明書の受付
令和 3 年 7 月中旬	参加資格審査結果の通知（技術提案に関する要件を除く）
令和 3 年 7 月下旬	競争的対話（任意）

日程	内容
令和3年9月上旬	技術提案書の受付
令和3年9月下旬	技術対話 (必須)
令和3年10月下旬	再技術提案書の受付
令和3年11月上旬	プレゼンテーション
令和3年11月中旬	優先交渉権者の決定及び公表
令和3年12月上旬	基本協定の締結
令和4年1月下旬	本事業に係る契約の締結
令和4年2月	本施設整備着手

~~イ 実施方針(案)、要求水準書(案)に関する質問・意見の受付及び回答公表~~

~~本事業への参加を希望する者(法人に限る。)からの、実施方針(案)、要求水準書(案)に関する質問・意見の受付を次のとおり行う。~~

~~(ア) 質問・意見の受付方法~~

~~質問・意見は、「実施方針(案)に関する質問・意見書」(様式1)、「要求水準書(案)に関する質問・意見書」(様式2)に必要事項を記載の上、8(2)に示す問合せ先への電子メールにて受け付ける。~~

~~電子メールの件名には「【実施方針(案)】質問・意見—企業名」「【要求水準書(案)】質問・意見—企業名」と記載しメール送付後に電話にて着信の確認を行うこと。~~

~~技術提案内容やノウハウの流出防止を目的として個別に回答を希望する場合は、質問の内容欄の文頭に【個別回答希望】と記載すること。~~

~~ただし、質疑の内容が一般的である場合や、提案内容等に密接に関連せず質問者から公表の子承を得られた場合は、質疑及び回答を公表する。~~

~~(イ) 受付期間~~

~~令和3年2月24日(水)から令和3年3月15日(月)午後5時まで~~

~~また、上記に示す受付期間に未着の場合は、質問等がなかったものとみなす。~~

~~(ウ) 実施方針(案)、要求水準書(案)に関する質問・意見への回答公表~~

~~質問・意見及びそれらに対する回答は、市ホームページにて公表する。ただし、質問・意見の提出者名は公表しない。また、個別回答については公表日以降に電子メールにより回答する。~~

~~回答公表日：令和3年4月19日(月)~~

ウ 現地見学、下水汚泥の採取

希望者に対し現地見学及び下水汚泥の採取を以下のとおり実施する。なお、現地見学時及び下水汚泥採取時に**実施方針(案)、要求水準書(案)、本実施方針、募集要項等**に関する質問・意見は受け付けない。

(ア) 申込の方法

現地見学の申し込みは「現地見学申込書」(様式 3)、下水汚泥の採取申し込みは「下水汚泥の採取申込書」(様式 4) に必要事項を記載の上、8 (2) に示す問合せ先に電子メールにて送信すること。電子メールの件名には「現地見学申込書」又は「下水汚泥の採取申込書」と記載しメール送付後に電話にて着信の確認を行うこと。

(イ) 受付期間

令和 3 年 2 月 24 日 (水) から技術提案書の受付の前日 午後 5 時までの土日祝日を除く期間とする。なお、現地見学及び下水汚泥の採取の日時は市が調整し、メール等で連絡する。

(ウ) 費用負担

現地見学及び下水汚泥の採取に伴う費用については、すべて希望者の負担とする。

~~エ 募集要項等の公表~~

~~実施方針(案)、要求水準書(案)に関する質問・意見を踏まえ、市は募集要項等を市ホームページにて公表する。~~

~~それ以降の詳細なスケジュールは、募集要項等の公表時に明らかにする。~~

(3) 応募者の備えるべき参加資格要件

ア 応募者の構成等

(ア) 応募者の構成

応募者は、設計企業、建設企業及び維持管理企業を含む応募グループであること。なお、同一の者が複数の業務にあたることは妨げない。

(イ) 代表企業、構成企業及び協力企業の構成

応募者は、参加資格の確認に必要な書類の提出時に構成企業及び協力企業それぞれの企業の名称、本店の所在地、本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。また、構成企業の中から代表企業を定め、代表企業が参加資格の確認に必要な書類の提出及び応募手続を行うこと。

(ウ) 出資の条件

構成企業による出資比率の合計が全体の 50%を超えるものとし、代表企業の出資比率は出資者中最大とすること。なお、構成企業以外の者が SPC の出資者となることは可能であるが、事業期間全体にわたって、当該出資者による出資比率は出資額全体の 50%を超えてはならない。また、原則として全ての出資者は事業契約が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、事前に書面で市の承諾を得ている場合を除き、譲渡や担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(エ) 構成企業及び協力企業の条件

応募者の構成企業及びこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連のある者は、ほかの応募者の構成企業及び協力企業になることはできない。なお、「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 50%を超える株式を有

し、又はその出資総額の 50%を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。(以下同じ。)

(オ) 応募者を構成する者の変更について

参加申請書類の提出から事業契約の締結に至るまで、応募グループを構成する者の追加・変更は認めない。ただし、特段の事情があると市が認める場合はこの限りではない。

イ 各業務を行う者の参加資格要件

(ア) 応募者の参加資格要件 (共通)

以下のいずれかに該当する者は、応募者となることはできない。

- a 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- b 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から優先交渉権者の選定が終了するまでの期間に、大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領 (平成 12 年大分市告示第 477 号) に基づく指名停止措置を受けている者。
- c 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限から優先交渉権者の選定が終了するまでの期間に、暴力団排除に関する措置要綱 (平成 24 年大分市告示第 377 号) に基づく排除措置を受けている者。
- d 参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の提出期限以前 3 月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者。
- e 破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)
- f 2 (1) に記載の委員会の委員及び委員を辞した者と資本面又は人事面において関連がある者。実施方針 (案) 公表日から基本協定締結まで本事業に関わって当該委員及び委員を辞した者に接触を試みた者。
- g 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者。なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、以下のとおりである。
 - ・ 日本水工設計株式会社
 - ・ 日比谷パーク法律事務所

(イ) 応募者の参加資格要件（業務別）

代表企業、構成企業及び協力企業のうち「設計企業」「建設企業」「維持管理企業」は、上記（ア）の要件の他にそれぞれ以下の参加資格要件を満たすこと。

a 設計企業

- (a) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (b) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下「下水道法」という。）第 22 条に規定された資格を有する者を配置できること。
- (c) 土木・建築構造物の設計に関する業務に当たる者は、平成 18 年度以降に、下水処理場等の土木構造物又は建築構造物の設計業務に関する実績を有すること。
- (d) 機械設備の設計に関する業務に当たる者は、平成 18 年度以降に固形燃料化施設（又は熱処理として類する乾燥、炭化、焼却及び溶融）を設計した実績を有すること。
- (e) 電気設備の設計に関する業務に当たる者は、平成 18 年度以降に、下水処理場等の電気設備の設計業務に関する実績を有していること。
- (f) 大分市測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要綱（平成 17 年大分市告示 1700 号）又は大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱（平成 17 年大分市告示第 1616 号）により、測量及び建設コンサルタント等又は建設工事（業種区分は問わない）の入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (g) 設計企業が単独の場合は、上記(a)から(f)のすべての要件を満たすこと。複数の場合は(b)、(f)の要件はすべての者が満たした上で、建築構造物の設計に関する業務に当たる者は(a)及び(c)を、土木構造物の設計に関する業務にあたる者は(c)を、機械設備の設計に関する業務に当たる者は(d)を、電気設備の設計に関する業務に当たる者は(e)の要件を満たすこと。

b 建設企業

- (a) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「建設業法」という。）第 3 条の規定による、建築一式工事、機械器具設置工事、電気工事及び土木一式工事につき、**一般建設業又は**特定建設業の許可を有していること。ただし、建設工事に関する業務に当たる者が複数である場合は、複数の者で満たせば良いものとする。
- (b) 大分市建設工事競争入札参加資格審査要綱（平成 17 年大分市告示第 1616 号）により、下記の業種区分について、入札参加資格の認定を受けている者であること。土木工事に従事する者は土木一式工事、建築工事に従事する者は建築一式工事、機械設備の建設に従事する者は機械器具設置工事、電気設備の建設に従事する者は電気工事の業種区分の認定を受けていること。

- (c) 土木・建築工事に従事する者は、市内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。
- (d) 土木工事に従事する者は市の入札参加資格において土木一式工事がA等級に格付けされていること。
- (e) 機械設備の建設に関する業務に当たる者は、平成18年度以降に固形燃料化施設（又は熱処理として類する乾燥、炭化、焼却及び溶融）を元請として施工した実績を有すること。（要求水準書（案）3-6に示す実績として認められる工事を実施したものがあること。）ただし、機械設備の建設工事に関する業務に当たる者が複数である場合は、少なくとも1者が満たせば良いものとする。
- (f) 電気設備の建設に関する業務に当たる者は、平成18年度以降に、下水処理場等の電気設備を元請として施工した実績を有すること。
- (g) 上記(e)の要件を満たす者の少なくとも1者は、SPCに対する出資を行うこと。
- (h) 建設業法第26条に規定される技術者（参加表明書、資格審査書類を受付した日以前3ヶ月以上の雇用関係がある者※1）を当該工事に配置できること。

※1 新型コロナウイルス感染症対策のため、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合又は配置予定技術者が新型コロナウイルス感染症に罹患したため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合は、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないものとする。

c 維持管理企業

- (a) 大分市物品等供給契約競争入札参加資格審査要綱（昭和56年大分市告示第258号）により、入札参加の認定を受けている者であること。
- (b) 下水道法第22条第2項に規定する政令で定める資格者を配置でき、**国土交通省に下水道処理施設維持管理業者登録をしていること。**
- (c) 平成18年度以降に、固形燃料化（又は熱処理として類する乾燥、炭化、焼却及び溶融）施設の維持管理業務実績（1年以上）を有すること。
- (d) 維持管理企業が単独の場合は、(a)から(c)すべての要件を満たすこと。複数の者で実施する場合は、上記(a)及び(b)についてはすべての者が満たすこととし、**(b)及び(c)**については、少なくとも1者が満たせば良いものとする。
- (e) 上記(c)の要件を満たす者の少なくとも1者は、SPCに対する出資を行うこと。

d その他の企業

上記 a～c に示す業務以外の業務を実施する企業が構成企業又は協力企業として参画する場合は、令和3年度に市が発注する契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。

ウ 参加資格の確認基準日以降の取り扱い

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類を受け付けた日とする。

応募者が参加資格審査基準日以降に参加資格を欠く事態が生じた場合は参加資格を取り消し、又は事業契約を締結しない場合がある。対応の詳細は下記のとおりとする。

(ア) 代表企業が参加要件を欠くこととなった場合

代表企業が参加要件を喪失した場合は当該応募グループの参加資格を取り消し、又は当該優先交渉権者と事業契約を締結しない。いずれの場合も、市は一切の費用負担を負わない。

(イ) 応募グループの代表企業以外の企業が参加要件を欠くこととなった場合

a 参加資格の確認基準日の翌日から優先交渉権者決定日までの期間

当該応募グループが参加資格を欠いた構成企業又は協力企業に代わって、参加資格を有する構成企業又は協力企業を補充し、参加資格等を確認の上、市が認めた場合は、参加できるものとする。

b 優先交渉権者決定日の翌日から事業契約締結日までの期間

当該優先交渉権者が、参加資格を欠いた構成企業又は協力企業に代わって、参加資格を有する構成企業又は協力企業を補充し、市が参加資格の確認及び設立予定のSPCの事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該優先交渉権者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成企業又は協力企業の参加資格確認基準日は、当初の構成企業又は協力企業が参加資格を欠いた日とする。

(4) 提出書類の取り扱い

ア 著作権

技術提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市が本事業において公表等が必要と認めるときは、市は技術提案書の全部又は一部を応募者の許諾を得た範囲において使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、市は事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しない。

イ 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法、運営方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募者が負うものとする。

3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

(1) 責任分担に関する基本的な考え方

市と事業者は、それぞれのリスク管理能力に応じて適正にリスクを分担し、互いのリスクに関する負担を軽減することで、より低廉でかつ質の高いサービスの供給を目指す

ものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と事業者のリスク分担の考え方は、別紙1に示す「リスク分担表」のとおりであるが、責任分担の程度や具体的な内容については、募集要項等の公表時に明らかにする。

(3) モニタリングの実施

市は、事業者が要求水準書、技術提案書及び契約書に規定した業務を確実に遂行し、サービス水準を達成しているか否かを確認するため、モニタリングを実施する。

なお、モニタリングに必要な費用は原則として市が負担するが、モニタリングに必要な書類の整備等については、事業者の責任及び費用負担により行うこととする。

ア 設計・建設段階

市は、事業者が実施する設計・建設業務が市の定める要求水準書、技術提案書及び契約書に定める性能に適合するものであるか否かについて確認を行う。

イ 施設引渡し段階

市は、建設工事の完成時に事業者から本施設の引渡しを受けるにあたり、事業者により建設された本施設等が要求水準書、技術提案書及び契約書に定める性能を満たしているか完成検査を行う。

ウ 維持管理・運営段階

市は、事業者の実施する維持管理・運営業務について、定期的に確認を行う。

エ モニタリング結果への対応

モニタリングの結果、事業者の実施する各業務が要求水準書、技術提案書及び契約書のサービス水準を満たしていないと判明した場合、市は事業者に業務内容の速やかな改善を求めるとともに、各業務の未達成の度合いに応じて支払額の減額等を行う。事業者は、市の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

オ モニタリングの方法及び内容等

詳細なモニタリングの方法及び内容等については、募集要項等の公表時に明らかにする。

(4) 事業終了後の措置

事業者は、事業期間終了時に本施設を市の定める要求水準を満足する状態で、市に引継ぐものとする。

4 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

(1) 立地に関する事項

項目	内容
所在地	大分市大字志村 2500 番地の 1
敷地面積	57,507m ²
事業用地面積	8,300m ²
都市計画区域	区域内
市街化区域	区域内
用途地域	準工業地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）
防火地域	指定なし（法 22 条区域）
景観エリア	市街地エリア

「別紙 2 全体配置図」参照。

5 事業契約等又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業契約等又は基本協定の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、事業契約に定める具体的措置を行うこととする。

また、事業契約に関する紛争については、大分地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合、事業契約に定める事由ごとに、市又は事業者の責任に応じて、必要な措置を講じるものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア モニタリング結果に基づく是正措置等

市は、事業者が事業契約で定める条件に違反した場合、又は事業者の実施する業務が要求水準を満たさないと判断した場合には、事業者に対して業務の改善勧告及び支払額の減額等を行うことができる。

イ モニタリング結果に基づく契約解除

市は、業務の改善勧告を行ったにもかかわらず、事業者が一定の期間内に改善措置を講じなかった場合、又は改善することができなかった場合には、市は事業契約を解除することができる。

また、市は事業者が改善措置を講じてもなお、各業務の実施に重大な障害の発生が懸

念される場合、又は業務遂行能力の回復が困難であると判断した場合には、事業契約を解除することができる。ただし、市は事業契約を解除する前に、事業者に対して一定の猶予期間を与える場合がある。

ウ 事業者の倒産等による事業契約の解除

事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業の継続が困難と合理的に認められる場合、市は事業契約を解除することができる。

エ 損害賠償

イ及びウにより事業契約が解除された場合、事業契約に定めるところに従い、市は事業者に対して、違約金及び損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

ア 事業契約の解除

市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができる。

イ 損害賠償

前号により事業契約が解除された場合、事業契約に定めるところに従い、事業者は市に対して、損害賠償の請求等を行うことができるものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市及び事業者の責めに帰することのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者双方は、事業継続の可否について協議するものとする。

一定の期間内に協議が整わない時は、それぞれの相手に事前に書面によりその旨を通知することにより、市及び事業者は契約を解除することができるものとする。

(4) その他

その他本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 法制上及び税制上の措置

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

(2) 財政上及び金融上の支援

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合、市はこれらの支援を事業者が受けることができるよう努める。

(3) その他の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等を取得する場合、市は可能な範囲で必要な協力を行う。

8 その他事業の実施に関し必要な事項

(1) 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

(2) 問合せ先

大分市上下水道局上下水道部下水道施設管理課
〒870-0045 大分県大分市城崎町1丁目5番20号
電話 : 097-537-5642
E-mail : gsi-syorijo@city.oita.oita.jp